

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>給与法第12条の2関係</u></p> <p>1 <u>一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第12条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員は、住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（以下この項及び次項において「異動等」という。）に際して同居していた配偶者が転居しない職員又はこれに準ずる職員に限られるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の配偶者が転居しない職員に準ずる職員は、住居の移転を伴う直近の異動等に際して同居していた配偶者が転居した職員のうち次に掲げるものとする。</u></p> <p>一 <u>配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の直前に在勤していた官署の通勤圏（規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該官署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。）内に所在する住宅に転居する職員</u></p> <p>二 <u>規則第5条関係第4項第1号から第3号まで、第5号、第6号及び第8号に掲げる事情があると認められる職員（前号に掲げる職員を除く。）</u></p> <p>規則第2条関係</p> <p>1 （略）</p> <p>2 規則第2条第5号の「前各号に類する事情」は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>配偶者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、同法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園（以下「保育所等」という。）に在所している満3歳以上の同居の子を</u></p> | <p>規則第2条関係</p> <p>1 （略）</p> <p>2 規則第2条第5号の「前各号に類する事情」は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>（新設）</p> |

養育すること。

三 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けている同居の子（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設（以下「学校等」という。）に在学している子及び前号に規定する子を除く。）を養育すること。

四 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けていること。

五 配偶者が学校等に在学していること。

六 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（前項各号に掲げる住宅を含み、職員がかつて在勤していた官署（検察官であった者又は給与法第11条の7第3項に規定する給与特例法適用職員等（以下「給与特例法適用職員等」という。）であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては、検察官又は給与特例法適用職員等としての在職の間の勤務箇所を含む。以下この号及び次号において同じ。）の通勤圏（規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該官署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下この号及び次号において同じ。）内に所在する住宅又は職員が当該官署に在勤していた間に居住していた住宅であつて通勤圏内に所在しないものに限る。）を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

七 職員又は配偶者が住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であった者又は給与特例法適用職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった場合の当該適用を含む。以下この号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号において「異動等」という。）の前日までに住宅（職員が当該異動等の直前に在勤していた官署の通勤圏内に所在する住宅に限る。以下この号において同じ。）を購入する契約又は住宅を新築する建築工事についての請負契約を締結した場合に

三 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けている同居の子（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設（以下「学校等」という。）に在学している子を除く。）を養育すること。

三 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けていること。

四 配偶者が学校等に在学していること。

五 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（前項各号に掲げる住宅を含み、職員がかつて在勤していた官署（検察官であった者又は給与特例法適用職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては、検察官又は給与特例法適用職員等としての在職の間の勤務箇所を含む。以下この号において同じ。）の通勤圏（規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該官署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下この号において同じ。）内に所在する住宅又は職員が当該官署に在勤していた間に居住していた住宅であつて通勤圏内に所在しないものに限る。）を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

（新設）

において、配偶者が当該住宅の管理等を行うため、当該異動等の直前の住居に引き続き居住すること。ただし、配偶者以外に当該住宅の管理等を行う者がいる場合及び規則第2条第4号に該当する場合を除く。

八 その他配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

規則第3条関係

- 1 (略)
- 2 規則第3条第2号の「前号に相当する程度に通勤が困難であると認められる」場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 前項に規定する最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による通勤が不可能である場合（通勤のため自動車を使用することを常例とする場合であって、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の住居又は配偶者の住居から自動車により通勤するものとした場合の通勤時間が1時間以内となる場合を除く。次号において同じ。）
 - 二 前項に規定する最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通勤するものとした場合において次のいずれかに該当するとき。
 - イ 住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する官署の始業の時刻（ロにおいて「始業時刻」という。）前に当該官署に到着するために当該異動等の直前の住居又は配偶者の住居を出発することとなる時刻から始業時刻までの時間（以下この号において「実通勤時間」という。）が2時間以上である場合

ロ・ハ (略)

三 (略)

3 (略)

六 その他配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

規則第3条関係

- 1 (略)
- 2 規則第3条第2号の「前号に相当する程度に通勤が困難であると認められる」場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 前項に規定する最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による通勤が不可能である場合（自動車により通勤するものとした場合の通勤時間が1時間以内となる場合を除く。次号において同じ。）
 - 二 前項に規定する最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通勤するものとした場合において次のいずれかに該当するとき。
 - イ 住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であった者又は給与特例法適用職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった場合の当該適用を含む。以下この号において「異動等」という。）の直後に在勤する官署の始業の時刻（ロにおいて「始業時刻」という。）前に当該官署に到着するために当該異動等の直前の住居又は配偶者の住居を出発することとなる時刻から始業時刻までの時間（以下この号において「実通勤時間」という。）が2時間以上である場合

ロ・ハ (略)

三 (略)

3 (略)

規則第4条関係
(略)

規則第5条関係

- 1 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第2条第3項に規定する交流派遣（以下「交流派遣」という。）若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）第11条第1項の規定による派遣（以下「法科大学院派遣」という。）から職務に復帰した職員又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第4項に規定する交流採用（以下「交流採用」という。）をされた職員については、当該交流派遣若しくは法科大学院派遣の期間中の勤務箇所又は当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所を規則第2条関係第2項第6号及び第7号の官署と、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務への復帰又は交流採用を規則第2条関係第2項第7号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の異動等とみなして、規則第2条関係第2項第6号及び第7号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の規定を適用する。
- 2 (略)
- 3 規則第5条第2項第3号の「人事院の定める事情」は、次に掲げる事情とする。
 - 一 満3歳以上の子であって満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが学校等に在学し、又は保育所等に在所すること。
 - 二 (略)
- 4 規則第5条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる職員のうち、配偶者のある職員に係る「人事院の定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。
 - 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地住宅（職員がかつて在勤していた官署（検察官であった者又は給与特例法適用職員等であった者か

規則第4条関係
(略)

規則第5条関係

- 1 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第2条第3項に規定する交流派遣（以下「交流派遣」という。）若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）第11条第1項の規定による派遣（以下「法科大学院派遣」という。）から職務に復帰した職員又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第4項に規定する交流採用（以下「交流採用」という。）をされた職員については、当該交流派遣若しくは法科大学院派遣の期間中の勤務箇所又は当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所を規則第2条関係第2項第5号の官署と、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務への復帰又は交流採用を規則第3条関係第2項第2号の異動等とみなして、規則第2条関係第2項第5号及び規則第3条関係第2項第2号の規定を適用する。
- 2 (略)
- 3 規則第5条第2項第3号の「人事院の定める事情」は、次に掲げる事情とする。
 - 一 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校等に在学すること。
 - 二 (略)
- 4 規則第5条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる職員のうち、配偶者のある職員に係る「人事院の定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。
 - 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地住宅（職員がかつて在勤していた官署（検察官であった者又は給与特例法適用職員等であった者か

ら人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては検察官又は給与特例法適用職員等としての在職の間の勤務箇所、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した職員又は交流採用をされた職員にあつては当該交流派遣若しくは法科大学院派遣の期間中の勤務箇所又は当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所を含む。以下この号及び第10号において同じ。)の通勤圏(規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該官署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下この号及び第10号において同じ。)内に所在する住宅又は職員が当該官署に在勤していた間に居住していた住宅であつて通勤圏内に所在しないものをいう。以下同じ。)に転居すること。

二 配偶者が学校等に入学、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する満3歳以上の子を養育するため、転居(所在する地域を異にする3以上の官署に勤務したことにより2回以上住居を移転した職員(以下「転々異動職員」という。))以外の職員にあつては、旧勤務地住宅への転居に限る。) すること。

三 配偶者が特定の医療機関等(当該配偶者の子がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。)において疾病等の治療等を受ける子(学校等に入学又は転学するため旧勤務地住宅に転居する子及び保育所等に入所又は転所するため旧勤務地住宅に転居する満3歳以上の子を除く。)を養育するため、旧勤務地住宅に転居すること。

四 子が住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転(検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった場合の当該適用及び交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した場合又は交流採用された場合の当該復帰又は交流採用を含む。以

ら人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては検察官又は給与特例法適用職員等としての在職の間の勤務箇所、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した職員又は交流採用をされた職員にあつては当該交流派遣若しくは法科大学院派遣の期間中の勤務箇所又は当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所を含む。以下この号及び第6号において同じ。)の通勤圏(規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該官署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下この号及び第6号において同じ。)内に所在する住宅又は職員が当該官署に在勤していた間に居住していた住宅であつて通勤圏内に所在しないものをいう。以下同じ。)に転居すること。

二 配偶者が学校等に入学又は転学する子を養育するため、旧勤務地住宅に転居すること。

三 配偶者が特定の医療機関等(当該配偶者の子がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。)において疾病等の治療等を受ける子(学校等に入学又は転学するため、旧勤務地住宅に転居する子を除く。)を養育するため、旧勤務地住宅に転居すること。

(新設)

下「異動等」という。)の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。

五 育児休業をした配偶者が職務に復帰するため、旧勤務地住宅に転居すること。

六 配偶者が特定の医療機関等（当該配偶者がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。）において疾病等の治療等を受けるため、旧勤務地住宅に転居すること。

七 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、当該疾病等の治療等を受けるため、転居すること。

八 出産又は育児のため休学をした配偶者が復学するため、旧勤務地住宅に転居すること。

九 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（規則第2条関係第1項各号に掲げる住宅を含み、住居の移転を伴う直近の異動等の日の前日以前から所有している住宅であって旧勤務地住宅であるものに限る。）を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

十 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（規則第2条関係第1項各号に掲げる住宅を含み、転々異動職員又は当該職員の配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に所有することとなった住

七 育児休業をした配偶者が職務に復帰するため、旧勤務地住宅に転居すること。

四 配偶者が特定の医療機関等（当該配偶者がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。）において疾病等の治療等を受けるため、旧勤務地住宅に転居すること。

(新設)

(新設)

五 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（規則第2条関係第1項各号に掲げる住宅を含み、住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であった者又は給与特例法適用職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった場合の当該適用及び交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した場合又は交流採用された場合の当該復帰又は交流採用を含む。以下「異動等」という。）の日の前日以前から所有している住宅であって旧勤務地住宅であるものに限る。）を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

六 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（規則第2条関係第1項各号に掲げる住宅を含み、職員（所在する地域を異にする3以上の官署に勤務したことにより2回以上住居を移転した職員に限る。

宅であつてかつて在勤していた官署の通勤圏内に所在するものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

十一 その他配偶者が職員と同居できないと認められる各前号に類する事情

5 規則第5条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる職員のうち、配偶者のない職員に係る「人事院の定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。

一 満3歳以上の子であつて満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが学校等に入学若しくは転学するため、又は保育所等に入所若しくは転所するため、転居(転々異動職員以外の職員にあつては、旧勤務地住宅への転居に限る。)すること。

二 (略)

6 規則第5条第2項第8号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

二 同一官署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務の遂行上住居を移転した後、人事院の定める特別の事情(第4項第4号中「官署を異にする異動又は在勤する官署の移転」とあるのを「同一官署内における異動又は職務内容の変更等」と読み替えた場合の同項又は前項に規定する人事院の定める特別の事情をいう。)により、当該異動又は職務内容の変更等の直前に同居していた配偶者等と別居することとなつた職員(当該別居が当該異動又は職務内容の変更等の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと事務総長が認めるもののうち、次のいずれかに掲げる職員

イ・ロ (略)

三～六 (略)

規則第6条関係

)又は当該職員の配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に所有することとなつた住宅であつて当該官署の通勤圏内に所在するものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

八 その他配偶者が職員と同居できないと認められる各前号に類する事情

5 規則第5条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる職員のうち、配偶者のない職員に係る「人事院の定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。

一 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校等に入学又は転学するため、旧勤務地住宅に転居すること。

二 (略)

6 規則第5条第2項第8号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

二 同一官署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務の遂行上住居を移転した後、人事院の定める特別の事情(第4項第5号中「官署を異にする異動又は在勤する官署の移転」とあるのを「同一官署内における異動又は職務内容の変更等」と読み替えた場合の同項又は前項に規定する人事院の定める特別の事情をいう。)により、当該異動又は職務内容の変更等の直前に同居していた配偶者等と別居することとなつた職員(当該別居が当該異動又は職務内容の変更等の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと事務総長が認めるもののうち、次のいずれかに掲げる職員

イ・ロ (略)

三～六 (略)

規則第6条関係

| | |
|--|--|
| (略) | (略) |
| 規則第 7 条関係 (略) | 規則第 7 条関係 (略) |
| 規則第 8 条関係 1～3 (略) | 規則第 8 条関係 1～3 (略) |
| 4 各庁の長は、職員が <u>規則第 2 条関係第 2 項第 8 号</u> 、規則第 3 条関係第 2 項第 3 号又は規則第 5 条関係第 3 項第 2 号、 <u>第 4 項第 1 1 号</u> 若しくは第 5 項第 2 号に該当すると認めるに当たっては、あらかじめ事務総長に協議するものとする。 | 4 各庁の長は、職員が <u>規則第 2 条関係第 2 項第 6 号</u> 、規則第 3 条関係第 2 項第 3 号又は規則第 5 条関係第 3 項第 2 号、 <u>第 4 項第 8 号</u> 若しくは第 5 項第 2 号に該当すると認めるに当たっては、あらかじめ事務総長に協議するものとする。 |
| 規則第 9 条関係 (略) | 規則第 9 条関係 (略) |
| 規則第 1 1 条関係 (略) | 規則第 1 1 条関係 (略) |